公民館類似施設整備事業について

市民部コミュニティ推進課

公民館類似施設(自治公民館)の施設整備について、施設を運営する団体に補助金を交付し支援します。

1新築・改築・購入

補助金額 = (事業費 - (世帯数×10万円))×50% ※補助限度額 500万円

- (例) 80戸の町内会で、事業費2,000万円の場合 2,000万円 - 800万円(80戸×10万円) = 1,200万円
- ⇒ 1,200万円 × 50% = 600万円
- ⇒ 補助金額 500万円(限度額)

☆新築・・新たに建物を建てること

☆改築・・建物をすべて立て直すこと

☆購入・・既存建物の購入

(同時購入の場合は土地購入費も含む)

※柱や基礎を残して建替える場合は、「改修」になります。

2 增築・改修・修繕

補助金額 = (事業費 - (世帯数×1万円))×50%

※補助限度額 200万円

※100万円以上の事業を対象とする。

- (例) 100戸の町内会で、事業費200万円の場合 200万円 - 100万円(100戸×1万円) = 100万円
 - ⇒ 100万円 × 50% = 50万円
 - ⇒ 補助金額 50万円

<留意点>

- ◆公民館類似施設は一定の要件を備え、市に登録された施設です。
- ◆世帯数は総合交付金の算定の基礎となっている世帯数を基準とします。
- ◆助成を受けてから10年間は、この助成を利用することが出来ません。
- ◆予算の範囲内での補助になりますので、ご希望に添えない場合があります。

★お問い合わせ★ 鶴岡市市民部コミュニティ推進課 25-2111(市代表) 35-1203(直通)

制度に係るQ&A

- Q1. 補助金の算定式で、世帯負担分を控除する理由は?
- A1. 小規模自治組織に配慮し、一世帯あたりの負担額の 軽減を目的としています。

世帯数の多い町内会等では、対象にならない場合もあります。ご理解頂きますようお願いします。

- Q2. 登録公民館の要件とは?
- A2. 公民館を運営する組織が確立しており、毎年、地域住民の教養の向上、健康の増進等を図るために、運営方針、事業計画及び収支予算を定め、これらに沿って事業を実施していることが要件となります。
 - ・公民館の所在地が明確であること。
 - ・公民館長を配置している(町内会長等の兼務含む)
 - ・公民館利用規約等があること(内規含む)。
 - ※個々の事案については、担当までお問合せください。
- Q3. 対象事業費に設計費や土地購入費は含まれるの?
- A3. 設計費も対象事業費に含まれます。土地購入費については、公民館として活用するために空き家等の建物と土地を同時に購入する場合は対象とします。
- Q4. エアコンやFFヒーターの設置、網戸、畳替え、襖、壁のクロス張りなどの改修は対象となるか?
- A4. 単独でのエアコンやFFヒーター設置、網戸交換、襖、 クロス張り替え、畳替えなどは対象となりません。 ただし、内部改修を伴なう場合は対象となりますので、 ご相談ください。

- Q5. 助成を受けるために認可地縁団体は要件となるか? A5. 認可を受けているかどうかは要件となりません。 (公民館等の不動産がある場合、認可の申請をご検討ください。)
- Q6. 市との契約により、公民館建物を賃借している場合は、 対象となりますか?
- A6. 町内会等で維持管理経費を支出し、公民館修繕に係る費用も負担する場合は、対象となります。

